

Q&A（依頼会員向け）

Q. 子どもを知らない方に預けるのが少し不安です。援助会員さんはどんな方たちですか？

A. 子どもが好きで、子育てを支援したいという方たちです。子どもの発達や病気、かかわり方、救急法などの講習を受けていただいています。

事前打ち合わせをして双方が納得したうえでお願いしますので、ご安心ください。

Q. 会員になるには、入会金や年会費がかかりますか？

A. 入会金、年会費などの経費はかかりません。利用した際に、利用料金を援助会員さんに現金でお支払いいただくのみです。利用料金は1時間につき700円～800円です

Q. 子どもを預かってもらう場所はどこですか？

A. 援助会員さんの自宅、公共施設や子育てひろばなど、安全が確保できる場所をお願いしています。

Q. 初めてですが、明日預かってもらえますか？

A. まずファミリー・サポート・センターの窓口で会員登録をしていただき、センターが紹介できる援助会員をお探しし、事前の打ち合わせが済んでからのご利用となりますので、援助の開始までは日数がかかります。できるだけ早めにご相談ください。

Q. 仕事以外の理由でも預かってもらえますか？

A. 他のお子さんの用事や通院、保護者が外出される場合やリフレッシュなど、必要に応じてご利用になれます。

Q. 病気になってしまった子どもを預かってもらえますか？

A. 病気の際はお預かりも送迎もできません。

ただし、日常的に活動実績があり、熱が下がるなど回復期に入ればお願いできます。

Q. 送迎に自動車を使ってもらえますか？

A. 自動車は使えません。徒歩か自転車が主な送迎手段です。

自転車の使用にあたっては、援助会員の乗り慣れた自転車を使用するのが望ましいですが、子どもを乗せて試し乗りをし、安全に走行ができる場合のみ依頼会員の自転車を使用できます。子どもには必ずヘルメットを着用させてください。

バス・電車・タクシーなどを利用した場合は、援助会員の交通費も依頼会員にお支払いいただくことになります。

Q. 保育所から習い事の教室への送りなどはしてもらえますか？

A. 可能です。ただし、援助会員さんから保護者の方へお子さんを直接お引渡しするのではないので、お子さんの安全面や利用料金の受け渡し方法などを事前に決めておく必要があります。

Q. 市外に住む娘が2人目の子どもを里帰り出産します。その際上の子の預かりなどをファミリー・サポート・センターに依頼することができますか？

A. 他市にお住いの方でも摂津市に里帰り出産される場合は可能です。依頼会員としてご登録いただくのは、ご出産されるご本人か摂津市在住の祖父母の方どちらでも構いません。

Q. なにかトラブルがあった時の補償はどうなっていますか？

A. 万が一の事故やけがに備えて、(財)女性労働協会が取り扱うファミリー・サポート・センター補償保険に加入していますので、その範囲で補償できます。保険料はセンターが負担しています。

Q. 利用したいけれど、家の近くに援助会員はいますか？

A. 援助会員の有無や利用方法などお電話でもお答えしています。まずはセンターまでご相談ください。

Q. 現在妊娠中で産後の利用を検討していますが、いつ・どのように申請したらよいでしょうか？

A. 出産後は赤ちゃんのお世話などで外出が難しいこともありますので、妊娠中の会員登録を受け付けています。子どもが生まれたらお名前や生年月日をご連絡ください。ただし実際に利用できるのは生後3か月以降となります。

Q. 2人目の出産後に上の子の送り迎えなどで利用を検討していますが、いつ・どのように申請したらよいでしょうか？

A. 出産前に援助会員を探し、打ち合わせを済ませておくことができますのでご相談ください。

Q. 1回だけの利用でも可能ですか？定期的な利用が望ましいですか？

A. 1回だけでも利用していただけます。

Q. 登録や援助会員さんとの顔合わせが終わってれば、当初予定しなかった急な利用も可能ですか？

A. 顔合わせが終わっていたら可能です。援助が必要になったら、なるべく早く援助会員にご相談ください。

Q. 1回登録したら、何年たっても登録は有効ですか？

A. 末の子どもが小学校を卒業するまで有効です。

Q. 双子を同時に預かってもらえますか？

A. 子どもの年齢によって難しい場合もありますが、双子の預かりができる援助会員がいます。

Q. きょうだい（多胎児）がいます。検診などに付き添っていただきたいのですが、その場合の料金はどうなりますか？1人分？2人分？

A. 付き添いの場合、親が1人のみで、援助会員がもう1人の子どもを援助すると考えます。打ち合わせの時に援助をお願いする子どもを決めていただき、利用後に1人分の料金をお支払いください。ただし事故が起きた場合は、援助会員が援助している子どもだけに保険が適用になりますのでご注意ください。

Q. 補助制度があると聞きましたが、どのような制度ですか？

A. ひとり親世帯や多胎児世帯がファミリー・サポート・センターを利用した際の利用料の半額が助成されます。所得によって助成金交付額の上限があります。

Q&A（援助会員向け）

Q. どんな援助をするのですか？

A. 保育施設や学校・塾などの送迎、援助会員宅での預かりなどです。

Q. 資格が必要ですか？

A. 資格・経験は問いません。安心・安全な援助活動ができるように講習会を受講していただいています。

Q. 子どもが好きで援助会員に登録したいけれど、活動できる時間が限られています。

A. ご自分のできる範囲の活動で構いません。活動内容についてもご相談のうえ決定しますので、お気軽にお問い合わせください。

Q. 家におもちゃやベビーカーなどを用意しないといけないのでしょうか。

A. 子どもに必要なものは原則として保護者が用意します。事前の打ち合わせで持ち物などについてもしっかり話し合いますのでご安心ください。

また、センターではおもちゃの貸し出しをしています。ベビーカーも1台ありますので、送迎の援助にご利用ください。

Q. ペットを飼っていますが、自宅で活動できますか？

A. ペットと触れ合う良い機会と会員同士で合意されていけば問題はありませんが、子どもの中には動物アレルギーの子もいますので十分注意して活動してください。ネコ、犬、うさぎ、ハムスター、鳥などを飼っている方は、登録の際にセンターにお知らせください。

Q. 事前打ち合わせでお会いしたお子さんが思ったより小さくて不安になりました。打ち合わせをしたら絶対に自分が援助しないといけないのでしょうか？

A. 再度調整いたしますのでご安心ください。

不安な点、疑問点などがあればセンターまでご相談ください。

Q. けがや事故が心配です。何か補償はありますか？

A. 活動中の援助会員と子どもの事故やけがに備えて、(財)女性労働協会の取り扱うファミリー・サポート・センター補償保険に加入しています。

保険料はセンターが負担しています。

Q. 預かっている間に子どもが熱をだしました。緊急時の対応はどのようにすればいいのでしょうか？(緊急時の体制を教えてください)

A. 保護者に連絡をとって、できれば迎えに来てもらってください。どうしても連絡がつかない時はセンターにご連絡ください。センター開所時間外の場合は、市役所の当直員室が窓口になります。

〔摂津市役所 06-6383-1111 または 072-638-0007〕